

(この資料は全部お読みいただいて90秒です)

適正な記帳義務をしない納税者等へ厳罰化

適正に記帳していないと税務調査で修正申告等を提出した際に加算税が多くなります。それも、不備の程度で加算税の加重割合が変動します。

令和4年度の税制改正では、「記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止するため、過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講じます。」とっています。

所得税、法人税及び消費税の税務調査の時に、帳簿（対象範囲：一定の売上に係る帳簿）が、次のいずれかに該当するときは、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合に、10%加重（下記②については、5%加重）されます。

- ①不記帳・不保存であった場合（提出をしなかった場合）
- ②提出された帳簿について、収入金額の記載が不十分である場合（記載が著しく不十分である場合は①と同じ）

※ 災害等の場合は上記の措置は適用されません。

	②記載不備 (帳簿の保存(提出)あり)		①不記帳・不保存 (不提示・不提出)
		年間の所得計算をするには不十分	
		記載不備の程度が著しい ↓ ①と同視する	
加算税の加重割合	加重なし	5%	10%
収入金額の記載基準	記載された収入が 3分の2未満	記載された収入が 2分の1未満	収入全て不記載 (帳簿なし)

※ 収入金額は営業収入を使用。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

税法の解釈のための通達は、今後整備され基本通達又はQ&Aとして掲載されると思われますので、更に具体的な内容については、後日、国税庁のホームページのチェックをお願いします。

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<http://www.myts.co.jp>